

国立情報学研究所学術認証運営委員会規程

〔平成25年6月21日〕
制 定

改正 令和2年2月28日

(設置)

第1条 国立情報学研究所に学術認証運営委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、我が国の学術認証連携の推進に向けて、その中核としての学術認証フェデレーション及び関連事項を企画・立案し、その運営を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 国立情報学研究所の研究教育職員 若干人
- 二 学術認証フェデレーション参加機関の教職員 若干人
- 三 その他所長が必要と認めた者

2 委員は、所長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年以下とし、委嘱する際に決定する。なお、再任は妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、所長が指名する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を行う。

(会議の開催)

第6条 会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

(議事)

第7条 会議は委員の過半数の出席がなければ、これを開くことが出来ない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(作業部会)

第8条 委員会に、具体的な事項の調査・検討及び作業等を実施（以下「作業等」という。）するため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、委員会の求めに応じて作業等を実施し、その結果について委員会に報告又は審議事項の提案を行わなければならない。

3 作業部会に主査を置き、主査が作業部会を統括するものとする。なお、主査は委員会の委員の中から選出するものとする。

4 作業部会の部会員は、委員会が指名するものとする。

5 作業部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(守秘義務)

第9条 第3条の委員のうち、法令の定めるところにより秘密保持義務を負わない委員については、所定の守秘義務に関する覚書を締結するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、学術基盤推進部学術基盤課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会において、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年6月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年2月28日から施行する。